

に古此の制あるべしといへり。積稻作城とあれば、一時の防禦なりしこと知られけり。今越中國射水郡に稻積といふ村落二邑あり。是等も上代稻城の遺蹟ならんかといふ説もあれど詳かならず。又後漢書東夷傳に、倭在韓東南大海中。依山嶋爲居云々。有城柵屋室云々。城柵皆持兵守衛。法俗嚴峻也。と見ゆ、唐書には國無城郭。聯木爲柵落。とあり。日本書紀通證に、柵與城同訓。國史多賀柵。壹碑作多賀城。小勝柵倭名鈔作難勝城。蓋古通柵之。といへり。今按するに、日本紀孝德天皇大化三年の條に、是歲造淳足柵置柵戶。また四年の條に、是歲治磐舟柵以備蝦夷。遂遷越與信濃之民。始置柵戶。續日本紀に、文武天皇二年十二月令越後國修理石船柵。四年二月令越後佐渡二國修磐石船柵。など見ゆたる淳足柵は、和名鈔に越後國沼垂郡沼垂郷と見ゆ、磐舟柵は同國磐船郡とあり。今蒲原郡新潟の東河向に沼垂村あり。又磐船郡村上の近邊なる海邊に岩舟村あり。此の兩地即ち上代柵ありし遺蹟なるよし、越後名寄にいへり。明和年中に大和國葛下郡穴蟲山より出でたる威奈大村墓誌に、卿諱大村、慶雲三年十一月十六日命卿

除越後城司云々、以慶雲四年歲在丁未四月廿四日瘵疾終於越城。とある越後城司は、即ち前顯なる沼垂・磐船兩柵の中なる柵城の城司なるべし。軍防令に、凡緣東邊北邊西邊諸郡人居、皆於城堡內安置云々。其城堡崩頽者、役當處居戶隨閑修理。とある東邊・北邊は陸奥・出羽・越後の三國にて、此の地邊はそのかみ蝦夷人の巢窟なるゆゑ、國司・城司をはじめ、民人までも常に柵城の内に住居せしめられ、柵城若し崩頽せば、その地の居民を役夫となし修理せよとの規則なり。是上代國役として國民を出し、城郭を普請せしめられし趣を知るべき徵證とすべし。また上代はさらなり、源平の合戦の頃ほひまでも、城郭は館造なりしかど、足利幕府の季世より追々堅固と成り、天正の頃より殊に甚しく、石積を以て城郭の諸曲輪を築き上ぐるやうに成り、城普請は石垣を第一とする事と成りたりとぞ。

○中 町

此の町は、大手先小坂下の堅町にて、實に城中より出づる本通りなり。故に中町と稱したるか。町名の起原は詳ならず。三壺記に、元和七年の夏の始より、御伊勢驛とて御城

へあがり、御見物被成けり。故に町方より思ひくに出、中町組・新町組など、て目ざましき出立にて、神明へ懸けて御城へ出云々。といふ事見たり。中町・新町は城外の町地ながら、大手口の本町なる故なるべし。又寛永十二年五月九日河原町の後より出火し、堤町・尾張町・新町・中町・寺町等悉く焼失す。其の時町中をば物構の外へ屋敷がへ仰付けられ、町割調ふ。とあり。平野屋半助家記に、利家卿御入部の砌、御城尾坂の下中町に居宅地拜領仰付、居住仕來處、寛永十三年町替の節、町割の繪圖拜見被仰付替地被下。と見ゆ、片岡孫兵衛傳記にも、天正十一年尾坂下に而居屋敷拜領仕居住致し來處、寛永十三年火事後町割被仰付替地奉願處、高田慶安を以て町割の繪圖拜見被仰付、望の地可被下旨被仰出、堤町にて屋敷地被下之とあり。又金澤組大工肝煎六助貞享二年由來書に、天正十二年御帳面大工百人餘、御判紙を以、屋敷拜領被仰付、今町・中町・修理谷坂近邊之内にて被下。則其所を大工町と相唱候處、寛永八年四月金澤大火の時分類焼致し、同年右拜領屋敷所替被仰付。とあり。按するに、八年四月の火災は、犀川法船寺門前

よりの出火にて、淺野川金屋町まで延焼す。十二年五月の火災とは異なり。三州志に、八年辛未の回祿一作七年、十二年乙亥の回祿一作十三年とあり。淺野茂枝曰く、十二年五月火災ありて、翌十三年町割被命たる如く見ゆれば、其の實町割と火災と年限異なるを、同年の如く心得ける故、火災をも十三年と記載せしものなるべしと。

○小坂村遺跡蹟

此の村落は、往古は今いふ城外小坂下にありて、此の村邑ありし故に、小坂口とも呼べり。其の村落の遺蹟は、中町・尾張町の地邊なりしと云ひ傳へたり。さればおもふに河北門外尾坂門より中町通は、今に至り坂路にて、即ち小坂なり。故に小坂村の邑名を負へるならんか。尾坂門も或は小坂門とも書けり。是則ち小坂口の門にて、小坂に建てたる城門なるが故に名付たるものなるべし。さて小坂村は金澤の府下廣がりし時追ひ出され、今大樋口なる小坂村の地へ移轉せしよし云ひ傳へたり。但し其の年曆は舊記に所見なし。

○小 坂 庄